

1 国民精神作興に関する詔書の趣旨貫徹方訓令

〔大正十二年十一月〕

大正十二年十一月十一日

参事官

花押

〔澤田〕

〔菊池〕

〔水畑〕

大臣 花押

十一月十五日裁定

次官

専門学務局長

〔松浦〕

普通学務局長代

〔伊藤〕

実業学務局長代

花押

〔澤田〕

秘書課長

〔岡屋〕

花押

(注記1)

大正十二年十一月十日ノ詔書ニ対スル訓令案

(注記2)

文部省訓令号外

直轄学校長

公私立大学長

〔抹消〕臨時教員養成所管理者

私立高等学校長

本月十日一般国民ニ対シ 詔書ヲ〔抹消〕〔加筆〕〔換〕發シ給ヒ以テ国民ノ

精神ヲ振作シ国家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優

渥洵ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シ

テ国本ヲ培養スルニ在リ職ニ教育ノ任ニ在ル者夙夜〔抹消〕

(下 札)

〔加筆〕〔淬礪〕以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

大正十二年十一月十一日

文部大臣

案ノ二

文部省訓令号外

北海道庁長官府県知事

本月十日一般国民ニ対シ 詔書ヲ〔抹消〕〔加筆〕〔換〕發シ給ヒ以テ国民ノ

精神ヲ振作シ国家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優

渥洵ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シ

テ国本ヲ培養スルニ在リ当事者夙夜〔抹消〕〔加筆〕〔淬礪〕以テ 聖慮ニ

副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

大正十二年十一月十一日

文部大臣

官報 号外 大正十二年十一月十日(土曜日) 印刷局

詔書

朕惟フニ国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ

振作シテ以テ国本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育

ニ留メサセラレ国体ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖祖宗ノ遺訓ヲ掲ケテ

其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠実勤儉ヲ勸メ信義

ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ国

民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾来趨向一定シ

テ効果大ニ著レ以テ国家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以来夙夜兢兢卜

シテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ
輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ
失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國
力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是レ實ニ上下協戮振作更張
ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ実効
ヲ挙クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ並進ヲ努メ
綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質実剛健ニ趨キ輕
佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ帰シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公徳
ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ
博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テ
テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興
隆ト民族ノ安榮社会ノ福祉トヲ図ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リ
テ弥々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ
之ヲ勉メヨ

御名 御璽

撰政名

大正十二年十一月十日

内閣總理大臣	伯爵	山本權兵衛
内務大臣	子爵	後藤 新平
文部大臣		岡野敬次郎
海軍大臣		財部 彪
陸軍大臣	男爵	田中 義一
農商務大臣	男爵	田 健治郎

通信大臣	犬養 毅
司法大臣	平沼騏一郎
鐵道大臣	山之内 一次
大藏大臣	井上準之助
外務大臣	男爵 伊集院彦吉

官報 号外 大正十二年十一月十一日(日曜日) 印刷局

告諭

●内閣告諭号外

曩ニ帝都ノ復興ニ関スル 聖詔ヲ拝セシニ今又精神振作ノ大詔
ヲ下シテ國家興隆ノ道ヲ示シタマヒ國民ヲシテ其ノ向フ所ヲ知
ラシメタマフ 叡慮深遠誠ニ感激ノ至ニ堪ヘス
謹ミテ案スルニ 明治天皇夙ニ開國進取ノ國是ヲ定メ積弊ヲ一
新シテ庶政ノ釐革ヲ断行シタマヘリ是ニ於テ民心一時ニ作興シ
質実剛健ノ氣風ヲ以テ文化ヲ開發シ國運ノ隆隆タル前古其ノ比
ヲ見ス後教育ニ関スル 勅語ヲ下シテ其ノ大綱ヲ論シ國體ノ尊
フヘク淵源ノ重スヘキヲ知ラシメタマヘリ日清日露ノ兩戰役ニ
偉績ヲ奏セシハ實ニ教育勅語ノ明効ナリ然ルニ國威ノ宣揚セラ
レタルト共ニ國民ノ意漸ク驕リ動モスレハ輕佻浮華ニ失セムト
スルモノアリ 先帝更ニ大詔ヲ煥發セラレ勸メ荒怠ヲ誠
メタマヘリ然レトモ積年ノ宿弊ハ容易ニ之ヲ改ムルヲ得ス殊ニ
歐洲大戰ノ齎セル經濟界ノ變調ニ促サレテ人心放縱ニ流レ節制
ヲ失ヒ國情ト相容レサル外来思潮ト相待チテ思想詭激ニ趨カム
トスルノ風アリ今ニシテ反省自覺以テ中正ニ帰スルニ非スムハ

社会ノ類敗ハ遂ニ之ヲ濟フニ由ナカラムトス今未曾有ノ天災ニ際シテ此ノ 聖詔ヲ拜スルニ至リタル所以ヲ思ヒ恐懼益々深シ願フニ 聖旨ヲ奉体シテ之カ実行ヲ期シ文物ヲ災後ニ恢復シテ更ニ国運ノ振張ヲ図ルニハ其ノ努力從來ニ幾倍スルモノナカルヘカラス是レ国民精神ノ振作更張特ニ急切ヲ告クル所以ナリ之カ為ニ先ツ教育ノ振興ヲ図リ特ニ徳育ヲ根柢トシテ重ヲ人格ノ養成ニ置キ弛緩セル風紀ノ振肅ニ勉メ浮華ヲ去リ輕佻ヲ斥ケ我邦道德ノ大本タル忠君愛國ノ思想ヲ基礎トシテ益々協力一致義勇奉公ノ精神ヲ旺ニシ官民齊シク奢侈ヲ戒メ冗費ヲ節シ生活ノ安固ヲ図リ經濟上ノ実力ヲ養ヒ進ンテカヲ産業ノ進暢ニ尽シ以テ國家ノ興隆ヲ致ササルヘカラス

大正十二年十一月十一日

内閣総理大臣 伯爵山本權兵衛

(注記1)

「11月16日/發送済」

(注記2)

「一」(簿冊内件名番号)

(下札)

(有原)

④種別 いノ一/聯繫 /登録追加 /件名 訓令 国民精神作

興ニ関スル詔書ノ趣旨貫徹方ノ番号 /結了年月日 十二年十

一、一六/保存年限 ムキ/枚数 4

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔皇室ニ関スル総記 第1冊〕 文部
〔省〕 3A, 30-5, 1044